

令和6年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時	令和6年4月22日（月）午後1時30分～午後3時10分
場 所	オンライン開催（市役所本庁第2会議室にて傍聴者に対して会議を公開）
出席 者	大東委員、鈴木委員、高木委員、長嶋委員、西村委員、馬場委員、久門委員、堀委員、向井委員、森委員（五十音順）
事 務 局	【はぐくみ創造推進室】 西尾監査担当部長、小田児童施設監査指導課長、田中監査指導係長、大嶋、滝澤
事業所管課	【育成推進課】 大野放課後児童育成担当課長、山下担当係長、伴、上林
傍 聴 者	6名

議事の経過：

1 開会（事務局挨拶）

2 各委員紹介（事務局）

※ 委員長、副委員長の紹介を含む。

3 議題

指定管理者募集要項及び選定基準等について

(1) 子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針について

事 務 局 （局審査指針の全体の概要を説明）

（局審査指針の改正案を次のとおり説明）

局審査指針の改正内容について説明いたします。

「局審査指針新旧対照表」の現行欄をご覧ください。

これまで、京都市公契約基本条例を踏まえ、市内の中
小企業への発注機会を増大させることや、地域に密着
した施設の運営といった地域住民の活動に対する評価
として、市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並び
に地域住民が主体となった団体に対して、それぞれ
3%又は6%の加算を行ってきました。

しかし、本市の指定管理者制度の基本的な運用につ
いて定めた市運用基本指針が改訂され、指定管理者の
新規参入の促進がより求められるようになり、地域住
民が主体となった団体への加算について見直しが行わ
れました。これを受け、当局でも見直しを行い、市内中
小企業及び市内に本拠を置く団体への加算を行うこと
で一定の配慮はなされているため、地域住民が主体と

なった団体への 6 % の加算を廃止することにいたしました。

また、市内中小企業及び市内に本拠を置く団体に対しては引き続き加算を行いますが、3 % 加算とすると、合計得点によって加算される点数に差が生じることから、加算の方法を審査項目の 1 項目として評価する取扱いとすることにしたため、新旧対照表のとおり改正いたしました。

続いて、局審査指針別表改正案をご覧ください。

ただ今説明いたしましたとおり、審査項目 2 に「地域社会への寄与」を追加し、市内中小企業及び市内に本拠を置く団体に対して評価いただけるよう改正しております。

また、市運用基本指針の改訂により、新たに審査項目に含めることが望ましいとされているため、審査項目 2 に「環境への配慮及び SDGs 推進」を追加し、施設運営における環境に配慮した取組や SDGs 推進に向けた取組内容や考え方について評価いただけるよう改正しております。

今年度の局審査指針の改正箇所は以上です。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、ご質問やご意見等を伺いますが、初めに本日ご欠席されている委員からのご意見の紹介をお願いします。

事務局 本日ご欠席の○○委員からは、提案内容に異議のない旨ご連絡をいただいております。また、●●委員からはご意見をいただいているので、ご紹介いたします。

局審査指針 3 ページの「(2) プレゼンテーション審査及びヒアリング審査」について、「競合した場合のみ実施するとされていますが、提案内容を正確に把握し、より有効な選定機能を果たすために、競合しなかった場合も実施した方がよい」というご意見をいただきました。

このご意見について、事務局といたしましては、市の運用基本指針においても、委員の皆様の負担軽減や業務の効率化の観点からプレゼンテーション審査及びヒアリング審査は「競合した場合

のみ実施する」と定められております。

そのため、当局でもこれまでどおり、書類審査を基本とし、競合した場合のみプレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施したいと考えております。

大東委員長 ありがとうございます。それでは、ご紹介いただいたご意見も踏まえ、審査指針に関するその他のご意見やご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

委員全員 (異議なし)

大東委員長 それでは、今年度の選定は、ただいま説明がありました審査指針に沿って行うこととします。

(2) 令和6年度児童館指定管理者募集要項について
事務局 (募集要項の全体の概要を説明)

事業所管課 (募集要項の詳細を説明)

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、ご質問やご意見等を伺いますが、初めに本日ご欠席されている委員からのご意見の紹介をお願いします。

事務局 本日ご欠席の○○委員からは提案内容に異議がない旨ご連絡をいただいております。また、●●委員からはご意見をいただきしておりますので、ご紹介いたします。

審査項目22に「SDGs推進」について、「児童館の指定管理者の募集に関して、局としてSDGs推進の何を重要視しているのか教えてほしい。例えば、SDGs17の目標のひとつである「質の高い教育をみんなに」が該当するのではないか。それを踏まえて、何個実施していたら満点になるかを示したり、「貧困対策、飢餓対策、子どもの健康等」という応募様式の記載をより具体的に記載していただけるようにしてほしい」というご意見をいただきました。

このご意見について、事務局といたしましては、例えば、子ども食堂を実施することで、栄養のある食事が子どもに提供され、

貧困対策、飢餓対策、子どもの健康や子どもの居場所作りにつながることから、そういった内容を記載いただけるよう応募様式を作成しております。

その他、人や国の不平等をなくすため、障害のある子どもや外国籍の子ども等、様々な背景を持つ子どもに対する支援等の実施もSDGs推進に向けた取組だと考えております。

そのため、実施数が多いから満点という考え方ではなく、取組の内容や実施していない場合はそれに関する考え方を具体的に記載されているか、という点を重視して評価いただきたいと考えております。

応募様式については、応募団体により具体的に記載いただけるよう、委員の皆様からご意見を伺い、修正していきたいと思いますので、ご意見をいただけますと幸いです。

大東委員長　　ありがとうございます。それでは、ご紹介いただいたご意見も踏まえ、募集要項に関するその他のご意見やご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

○○委員　　様式14に例示として「子どもまんなか社会の実現に向けた取組」を追加されていますが、他の項目と記載内容が重複することが多いという印象を受けました。

「子どもまんなか社会の実現に向けた取組」とは、例えば子ども食堂や子どもの学習支援等を想定していると思いますが、これまで様式38の団体のPRで記載いたしました。

今回、様式14に例示を加えたことで、申請団体はそういった取組をどこに記載したらいいのかわからなくなってしまうのではないかでしょうか。

例えば、様式14は「運営理念」を記載いただく項目なので、具体的な対応ではなく考え方方に特化した記載を求め、様式17の事業計画の欄や様式22のSDGsの欄に具体的な対応等を記載いただけるよう修正いただきたいです。

また、様式22で「SDGs推進に向けた取組」として貧困対策を例示されていますが、子どもに関する取組に限定する記載を求め、申請団体の職員の働き甲斐やジェンダーに対する考え方等は記載を求めていないということでよかったですでしょうか。

事務局 各様式で記載内容が重複しているというご指摘につきましては、様式の整理をして改めてお諮りさせていただきます。

また、様式22に関しましては、ご指摘のとおり、今の様式だと子どもに関する取組に限定されるような書きぶりになっておりますので、全般的な取組を記載いただけるように様式を整理し、改めてお諮りさせていただきます。

大東委員長 その他にご意見等いかがでしょうか。

○○委員 様式14、17に書かれている「児童館に係る本市重点施策」とは具体的に何を指すのでしょうか。

事業所管課 「児童館に係る本市重点施策」についてですが、具体例をお示しすることが難しいため、先ほどご指摘のありました様式の修正を含め、整理してお示しさせていただきます。

大東委員長 その他にご意見いかがでしょうか。

○○委員 審査項目の係数について質問です。審査項目23「職員の配置計画」や審査項目27～30の資金の確保は、審査するうえで重要な項目と考えますが、係数1に設定している理由を教えてください。

事業所管課 ご指摘のとおり、いずれの項目も重要だと認識しておりますが、全項目の中でより重要と考える項目を係数2とし、それ以外を係数1としています。

ただ、過去の委員会においても、係数を変更した例もありますので、係数を上げるべき項目がございましたらご意見をいただけたらと思います。

事務局 人員配置に関しまして、児童館における人員配置基準は条例で定められており、その人員に対して、あらかじめ京都市で人件費相当額を積算して委託料を支払っております。

もちろん、「どのように配置するのか」という点は応募団体において考えていただくことになりますが、人員配置基準が定められた中で差をつけて評価をする、ということが難しいため係数1と

しています。

○ ○ 委 員 これまでの経験からすると、審査項目27～30は一体的に審査しているという印象です。特に、審査項目28～30は一体的に審査しているので、28だけ係数1で、29、30は係数2にとすると評価が難しいと思います。

仮に4項目の係数を2に引上げると、4項目が全体の点数に占める割合が高くなってしまうので、全体的なバランスを見たときに、係数1に設定しておくのがいいと思います。

大 東 委 員 長 その他にご意見いかがでしょうか。

○ ○ 委 員 審査項目6、7について、「事故や不祥事がなかったか」という観点で評価するよう求められていますが、「事故や不祥事が起こった後にどのように対応したのか」という点が重要であって、一元的に「事故や不祥事が起きたから0点」という評価点の付け方にはしないでいただきたいです。

事 務 局 事故や不祥事が起きた場合でも、適切に対応し、再発防止策をとっているかどうかについても評価する項目となっておりますので、それを踏まえて評価点をつけていただけたらと思います。

○ ○ 委 員 事務局から書類審査の依頼を受ける際に、評価基準を示していると思いますが、「事故や不祥事が起きたら0点」になっていたと思いますので、評価基準の変更をご検討いただきたいです。

事 務 局 これまでから、単に事故や不祥事が発生したから評価点は0点という取扱いはしておらず、事故や不祥事が起きた場合でも、「再発防止策をとったか、とらなかつたか」ということを踏まえて評価点をつけていただける基準となっておりますので、審査の際はご確認いただきますようお願いいたします。

大 東 委 員 長 ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、採決に入らせていただきます。

それでは、事務局から修正事項等について報告をお願いしま

す。

事務局 様式14、17及び22について、記載いただく内容が重複しないよう様式を整理し、改めてお諮りさせていただきます。

大東委員長 ありがとうございます。この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正するということでよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

大東委員長 それでは、事務局の報告どおりとするよう、本委員会として意見を付すこととします。

4 閉会（事務局挨拶）